

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

国民年金特集

国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1参照)。

あなたの生活を支える3つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2参照)が25年以上ある方が、65歳になつてから受けられる年金です。

年金額

20歳から60歳になるまで40年間保険料を全て納めると満額の年金を受給できます。

年金額(満額)

78万100円(平成28年4月から)

年金額の計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価の変動に応じて金額が改定されるので、年金の価値は将来も保障されま

受給開始年齢

原則、65歳です。希望により、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給もできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点で応じて一定割合で年金額が

減額、または増額されます。

障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日、次の期間のいずれかにおいて、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ① 国民年金加入期間
- ② 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間

- ③ 20歳前(厚生年金、共済年金加入中を除く)の期間
- ④ ①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日とは

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によつ

て生計が維持されていた「子のある配偶者」や「子」に支給されます。

- ・国民年金に加入中の方
- ・国民年金に加入していた方で、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方
- ・老齢基礎年金を受給している方

子の年齢制限や保険料の納付要件があります。

第1号被保険者の死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の保険料

月額 1万6260円
付加保険料 月額 400円

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

第1号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳に

なるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の保険料

月額 1万6260円
付加保険料 月額 400円

定額の保険料に上乗せして納めると将来の年金額に付加年金が加算されます。

保険料を納めるのが困難な場合

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度で

す(一部対象とならない学校があります)。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

申請免除(全額免除・一部納付)

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。それ以外の場合に特例として、天災・失業などの理由により免除される場合があります。

保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付」があります。

本人(50歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されま

す。

免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

法定免除

保険料の納付が法律によって免除される制度です。障害基礎年金を受けている方、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方、生活保護法による生活扶助を受けている方などが対象となります。届け出が必要

です。

年金にまつての相談

年金手帳・配偶者の年金手帳・印鑑などを持参してください(別表4参照)。

国民年金課 保険年金係 ☎(3546)5371

☎(3546)5371

別表1

(上乗せ部分) →	国民年金基金	厚生年金
(基礎部分) →	国民年金(基礎年金)	
被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金や共済組合に加入していない方	会社員・公務員など厚生年金に加入している方
加入手続き	区役所・特別出張所の窓口	勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料(共済組合加入者は掛け金)として給料から天引きされます。
	第3号被保険者	
	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届け出が必要です。	
	配偶者の勤務先	
	厚生年金保険制度が一括して負担しています。	

希望により任意加入できる方(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(注1)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方
 - ・日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方(注2)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方(注2)
- (注1)年金の受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります。
(注2)年金の受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります。

別表2 受給資格期間とは(主要なもの)

・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
・第3号被保険者期間
・保険料全額免除期間
・保険料4分の1納付期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
・保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
・保険料4分の3納付期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
・学生納付特例を受けた期間(注3)
・若年者納付猶予を受けた期間(注3)
・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(注4)・(注5)
・昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(注4)・(注5)
・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(注4)
・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(注4)
(注3)追納がなければ年金額には反映されません。
(注4)年金額には反映されません。
(注5)20歳以上60歳未満の間に限ります。

別表3 年金額の計算方法

780,100円 ×	$\frac{\text{保険料} \times \text{平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)} + \text{納付済月数} + \text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引き上げ後)}}{\text{加入可能月数(※2)}}$	(※1)
(※1)免除(一部納付)月数の年金額への反映		
免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×1/3	月数×1/2
3/4免除(1/4納付)期間	月数×1/2	月数×5/8
半額免除(半額納付)期間	月数×2/3	月数×3/4
1/4免除(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

一部納付済であることが前提

(※2)加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。
◎付加保険料を納付した方は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。

別表4

手続き・相談の内容	窓口
①厚生年金のこと ②第3号被保険者に関すること ③保険料のこと ④年金の請求のこと (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある方) ⑤年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など)	①～⑤について 中央年金事務所 ☎(3543)1411 銀座7-13-8第2丸高ビル1・2階 ④・⑤について ・街角の年金相談センター大森 大田区山王2-8-26東辰ビル5階 ・街角の年金相談センター新宿 新宿区西新宿1-7-1松岡セントラルビル8階
社会保険労務士による年金相談	・区役所1階区民相談室 偶数月の第4水曜日 ・日本橋特別出張所相談室 5・9・1月の第3水曜日 ・月島特別出張所相談室 7・11・3月の第4水曜日(11月23日は祝日のため、11月16日(水)に実施します) 国民年金課 保険年金係 ☎(3546)5371
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと (第1号被保険者期間のみの方)	国民年金課 保険年金係 ☎(3546)5371